

孫文 2008

地方エリートと民国初年革命党員の広東における社会改造

何文平
(訳 宮内肇)

1911年広東光復の後、革命党員は広州に広東軍政府を設立し、同盟会一国民党内の政治的に孫文に最も近い人物が政権を掌握した。その執政期間は僅かに1年8ヶ月に過ぎなかったにもかかわらず、新たな社会を建設するために多大な努力を費やしたことは、革命党員による重要な執政の実践経験であった。多くの学者によって革命党員が権力を握った広東軍政府に関する研究が行われてきた¹。本稿は先人の研究を踏まえ、広東軍政府による社会文化改良の努力と社会の反応とに重点をおいて考察し、革命党員と広東の地方エリートの関係が、中華民国初期の地方社会における新旧知識体系の影響を反映していたことを論じる。

一 清末民初期の広東地方エリート

本稿の「地方エリート」とは、かなりの程度の教育を受け、また地方社会において影響力を持つ集団を指す。伝統的な意味における「地方エリート」は一般的に紳士を指す。清末以後、教育形態の多様化に伴い、留学生・新式学堂の卒業生といった新たな知識背景を有する集団が大量に出現した。とりわけ科学制度の廃止後は、新たな教育制度の空前の発展により、各地に設

立された学堂の数は一気に増加し、学生の数も急激に増大した。新式学堂の学生も地方社会において益々重要な役割を果たすようになったのである。

清末広東には大きな紳士集団が存在した。張仲礼氏の統計によれば、太平天国運動以後、広東の正途・雑途紳士は合計110,705人、その家族は553,525人に達し、広東省は全国的にも紳士が比較的多い省に属した²。また広東では新式学堂の発展も早く、統計によれば、1907年には学堂及び教育機関は1,607箇所、教員4,954人、学生75,733人であり、1909年に至ると新式学堂は1,794箇所、教員5,039人、学生86,437人に増大した³。教育背景から見ると、清末の地方エリートは伝統的紳士、留学生、新式学堂学生等の幾つかに分類できるが、しかし知識体系から言えば、地方エリートを明確に「新」・「旧」に区別することは困難である。新式学堂は新式知識を背景とした地方エリートの育成にとって重要な場所であり、多くの科学体制下の読書人も新式学堂を通じて新たな知識体系を受容していった。清末の両広学務処の統計によれば、広州には各種の師範科を卒業した広東籍の学生681人の中で、正途紳士は50.4%を占め、1907年に設立された広東巡警学堂の367人の学生は、全員が「貢監生員」

の資格を有していた⁴。1906年に設立された広東法政学堂では、官の定員の他に、別に紳士の定員を設け、「各庁州県より紳士一名を推薦した」⁵。広東は近代以降、最も早く気風の開けた地域であり、新たな知識・観念が比較的早期に流入し、変法一立憲派・革命派の主要人物の故郷でもあり、その影響を受けて、広東地方エリート階層の「趨新（新しきを求める）」意識は強く、新たな知識を受容する機会もまた得やすく、ゆえに彼等は新旧の知識体系を様々な程度で体現していた。

政治的立場から見た場合、清末広東の地方エリートは、大きく「忠清派」・「立憲派」・「革命派」等に分類できる。「忠清派」の重要人物は少なく、鄧華熙・梁鼎芬は広東において、それほど影響力もなかった。江孔殷は最後の両広総督張鳴岐に認められ、かつて広州地区の清郷総辦に任命されたが、革命党と仇敵の関係にあったのではなく、「かつては革命党のために幾度となく尽力し」、広東が清朝より離脱し独立する過程においては、一定の役割を果たした⁶。広東の郷村、特に珠江三角洲地帯において、咸豊・同治年間以後、紳士は基本的に県以下の基層権力機構（その多くは「公局」）を支配し、紳士機構は一定の自治性を持ち、必ずしも地方政権とつねに歩調を合わせていたわけではない。辛亥革命中における態度から見れば、広州以外の地方紳士は省城の紳士に比べ積極的であり、多くが革命に随従し、ある者は革命党員に協力して州県を奪取し、新政権を組織し、ある者は地方官吏と共同で革命党に帰順し、またある者は州県の光復を指導した⁷。たとえ革命過程において消極的な態度を示した省城の紳士であって

も、その多くは保身から「治安維持に努め、広東が混乱の苦痛から免れる事を深く望」⁸んだ。彼らには清朝体制を保持し、革命に反抗する行動を取るだけの能力もその気も無かったのである。

広東の紳士階層の「趨新」傾向は清末期にはすでになりに普遍的なものであった。1907年11月に広州地区の紳士は自らの立憲団体—自治研究社を設立したが、その発起人・指導者及び大部分の構成員は省城の「明達な紳士」であり、その重要人物である梁慶桂（主要発起人・後に社長に就任）はかつて康有為が指導した「公車上書」に参加し、強学会と保国会に加わったこともある。自治研究社は保守性の比較強い政治結社と思われているが、自治理論の宣伝、憲政知識の普及、地方自治建設の推進等の方面でも尽力している。自治研究社の先導のもと、各地の紳士は地方自治振興の高揚に巻き込まれ、次々と自治研究社の活動を模倣して地方自治団体を設立した。その多くは自治研究社の支社を自認し、1907年にはこうした支社は少なくとも38箇所あり、珠江三角洲地域に集中していた⁹。地方自治研究社あるいは研究所等の機関は、受講生を募集して講義を行ったり、宣伝等の手段を通じて、州県以下の基層紳士に対して近代の法政知識と新たな観念を広めていった。

紳士の中には新知識・新思想を受容したことにより、革命派に転じた者もいる。1904年に日本へ法政を学ぶため派遣された56人の官紳の中には、胡漢民・朱執信・汪兆銘・古応芬といった後日、同盟会に参加した著名な人物が含まれている。同盟会は海外で康・梁の立憲派と

激烈な闘争を繰り広げたが、しかし清末広東では、立憲派の人物の中には革命党員と良好な関係を保持した者もいる。例えば、諮議局副議長の丘逢甲は辛亥革命前には、明らかに革命に同情し、鄒魯・何天炯・葉楚傖・羅福星・朱執信・謝逸橋・謝良牧・高劍父・姚雨平等革命党員と密接な関係を保っていた¹⁰。丘逢甲と鄒魯・陳炯明・朱執信等革命党員との関係は密接で、丘逢甲は「革命党員が好きで」、鄒魯もまた朱執信を丘が在任していた両広方言学堂に紹介し共に仕事をし、丘も何度も鄒魯等を庇護したという¹¹。かつて丘逢甲と共に新式学堂の設立を提議した嶺東の「読書人」羅師揚（羅香林の父）も革命党員と良好な関係であり、羅自身も同盟会発起人の一人である張花谷と「一貫して交際すること甚だ親密であり」、武昌起義の後、羅門の弟子の中には「革命に奔走した」者が頗る多い¹²。康・梁思想の影響を受けた澳門の子婁学塾（万木草堂の内弟子の陳子婁が設立）の学生の多くも、後に同盟会へ参加し、その女子学生の中には、軍政府の女子北伐隊の中核になったものさえいた¹³。

広東地方エリートの立身出世の道は清末にはすでに多様化しており、紳士にとって商界・教育界・報界へ身を投じることは最も主要な選択肢であった。新たな思想を受容した紳商の影響を受けて、商界ではその社会参加意識が強まり、自己の政治的組織たる粵商自治会が生まれた¹⁴。商人経営の新聞は清末の広州では大きな影響力を有していた。1910年広州には17誌の新聞雑誌が発行されていたが、そのうち8誌は商人経営であった。こうした新聞雑誌は新たな知識の伝播、民智の拡大、社会観念の改変に対し

て積極的な影響を及ぼした¹⁵。『七十二行商報発刊詞』や『粵商自治会函件初編』、民国初年の『粵商維持公安会同人録』等の商人団体の出版物からは、総じて商界上層部の人々が中国・西洋いずれの学問も一定の水準に達していたことが見て取れる¹⁶。

社会参加という側面においては、清末広東の教育界も並々ならぬ行動が見受けられる。1905年のアメリカ商品排斥運動において、学生は次々と集会を催し、アメリカ商品のボイコットを提議し、講演や新聞雑誌等の形態を用いて、県城や郷村へ深く分け入り広く宣伝し、教会学校の学生の中には、退学という方法で運動を支持した者もいた¹⁷。1907年の西江逮捕権の保持をめぐる騒動中では、学生もまた主力軍であり、商人よりも急進的であること示し、国家主権を高度に維持することをめざして、「国権挽救会」を成立させ、『国権挽救報』を出版した¹⁸。社会問題に対して、学生も関心を示し、1908年には学生李鑑淵等が「盗賊がはびこる現状について両広総督に具申している」¹⁹。

社会参加意識の非常に強い地方エリートは清末の広東における社会改造において重要な役割を果たした。1909年に成立した広東諮議局は清末地方エリートの極めて重要な政治舞台であり、94人の議員全員が紳士階層出身であった。その中で少なくとも24人は紳士でもあり商人でもある紳商であり、直接に商店や企業を経営していた。また20人余りは新聞発行、学堂開設、あるいは教育会を主宰するなどといった新興の文化教育事業を職業としており、こうした地方エリートは諮議局を拠点として、吏治の整頓・税制改革・商工業の振興・学堂開設及び社会治

安の維持と社会気風の改革（例えばアヘン・賭博の禁止）などに積極的な役割を果たした²⁰。諮議局外の地方エリートもまた、自らの団体を組織し、積極的に社会改造に参加した。例えば広州総商会・粵商自治会・九大善堂等の機構はどれも目覚ましい活動と影響力を持った社会団体であった。

1911年11月に広東が「無血」のうちに光復を成し得たこともまた、地方エリートの動向と密接な関係がある。立憲派を中心とする諮議局は当初、両広総督張鳴岐と協力して「保身」を維持しようとし、ついで紳商の「独立」活動に対し消極的な態度で対応し、紳商が諮議局で会議を召集した際、「諮議局全議員はみな逃避して会議に出席しなかった」²¹。立憲派エリート等の消極的な態度によって、清末の重要な民権機関としての諮議局はほとんど機能を停止し、「諮議局は開会したものの、四川・湖北の動乱により、議員はわずかに半数が議場に現れたにすぎず」²²、このため立憲派は強大な反対勢力を形成できず、おかげで革命党員が権力を掌握するに際し、これに対する抵抗がある程度少なくなったのである。広州の地方エリート内の紳商及び新知識人は、頻繁に活動して圧力を加え、張鳴岐・李准等に清朝政府からの離脱を受け入れる様に迫った。早くも1911年10月末、広東諮議局が態度を決しかねていた時に、「粵垣（広州）はすでに紳界・商界・教育界が文瀾書院で会議を招集したことにより独立を宣布し」²³、また粵商自治会の人物である郭仙洲等を香港へ派遣して革命党員と連絡を取り、商民が共和に賛成するという政治的立場を表明した。1911年11月9日、紳商は会議を行い、

諮議局を辦事総機関として、各団体がそれぞれ5人を推挙し、張鳴岐を臨時都督に、龍濟光を副都督に推挙し、あわせて著名な革命党員を広東に招聘し張鳴岐を援助することとした²⁴。広州地方エリートの積極的な態度は広東独立を促進する役割を果たしたのである²⁵。

紳界・商界・教育界を主体とする地方エリートは、自身の利益保持を図り政治的態度を転換したことにより、専制政権の殉葬品とはならず、なおも社会変革に対して影響を与え続けた。独立当初、地方エリートの中には新政権との協力を願い、さらに新政権の職を得た者もいた。丘逢甲は教育部長に任命され、黎国廉は約半年間、民政司長を務め、粵商自治会の中核であった黄景棠・陳惠普等も新政権の職に就いた経験を持つ。羅師揚は1911年末に、広東省臨時省議会の代議士に推挙され、後に鄧仲元によって陸軍司及び稽勲局文牘に招聘されている。羅本人は民国初年以後も、清朝政府の「千年独裁政体」に対して公然と不満を示し、「民主共和」に同意していた²⁶。

辛亥革命の過程において、地方紳士は衝撃を受け、著名な紳士は次々と香港・澳門へ避難したが、民国初年の広東商界・教育界はなおも活発であった。調査によれば、1912年12月広州城で廃業移転していった店舗は150軒、広州城へ移転開業した店舗は289軒で、139軒が増加した²⁷。政権交代の影響を受けて、商業は変化したものの、商人の規模にいまだに大きな変動は現れてはいなかった。粵商維持公安会はこの時期に成立したが、当会は民国初年には地方政局を左右する商人組織となっていた。教育界・商界の政治的地位も上昇し、1912年

の「中国同盟会粵支部」は会員 128 人（注册〔旧〕会員 49 人、加盟〔新〕会員 79 人）、商界は 48 人、工商界からの加盟は 32 人で、各界中最多であり、その次が教育界で 28 人であった²⁸。同盟会は民初期の革命政権体制の中核であったが、更に多くの教育界・商界が同盟会へ加入しており、このことは商界・教育界が依然として社会に影響を与え得たことを意味している。教育界・商界の多くの人が同盟会を通じて省議会へ参加していった。

二 民初期革命政権の社会改造と社会の反応

革命党員が軍政府を設立した後、胡漢民は「同党にあらざれば用いず」の原則に従い軍政府の各庁・司の主要な指導者を任命し、同盟会を中核とする指導体制を形成した²⁹。各綏靖処・各県県長・軍隊の長官の多くは留学生及び新知識階層であった。臨時省議会が選出した 120 名の代議士のうち、同盟会が「その数の 60 人余りを獲得し、実に全代議士数の半数を占めた」³⁰。清末に広東社会で活躍した立憲派等の地方エリートは新政権では重用されず、新政権の文官系統では、旧官僚・立憲派は地位を獲得できず、広東軍政府は完全に革命党の掌握するところとなった。

かつて教育司長に就いた鍾榮光は、政府内部には日本派（多くは胡漢民が日本に留学した際の同学）と欧米派（欧米の大学を卒業した人物）が存在すると述べている³¹。実際には完全にそうだったわけではなく、例えば陳炯明・陳景華は留学経験がない。ただいずれにせよ、総体的

に、広東軍政府は最も急進的な新式知識人によって組織され、強烈な理想主義の色合いを帯びていた。革命党員が政権を担当した期間において、同盟会会員の陳仲偉が編集した『民生日報』（1912 年 5 月 4 日創刊、1913 年 11 月 10 日「国を乱した党の機関紙のため」という罪状により発禁）は、勤労大衆に対して同情的な態度を示し、下層の労働者・農民に対して民生主義を宣伝しただけでなく、『共産党宣言』の第一部の翻訳をも連載した³²。当時の同盟会の急進性がここからも窺えよう。

新たな知識と革命の理想主義を抱いた革命党員は、執政後すぐに、社会秩序の回復と新たな社会建設という 2 つの大きな任務に直面した。秩序を再建する上で、軍政府は清朝政府の政策を踏襲し、「清郷」を実施したが、効果は芳しくなかった³³。新しい社会の建設において、革命党員は、西洋文明を借用し広東社会の落伍愚昧を改良することを希望し、広東軍政府の初代都督胡漢民は、西洋の風俗・方法・教育等を中国において通用させ、「任期中に、外国の笑いものにならないように尽力した」³⁴。『中国同盟会革命方略』の計画によれば、革命政権の第一段階の主たる任務は「積もり積もった弊害を順に取り除く」ことであった³⁵。広東軍政府がひとたび成立するや、「弊害を取り除く」ことによって、すぐに社会改造に着手していったのである。しかしながら革命党員による社会改造は数々の障害に直面することとなった。

1、新教育の推進

鍾榮光は教育司長を拝命した後、西洋の教育制度を導入することを目的とする教育改造運動

を展開した³⁶。その内容は以下のとおりであった。教育機関の整頓、教育課員の廃止、督学局の設立。新たに全省を14の学区に分けて、各地の中学を省政府の管理とする。社会教育を重視し、社会教育課を増設し、体育会・音楽会・風俗改良会・図書館等の設置を推進する。正規の小学教育を整頓し、「公立、私立の学校に関係なく、校内の管理・教授は、その一切を校長が主管する」。師範教育を強化して、「各県に命令してそれぞれが県内に女子師範学校を設ける」。留学の推奨。正規教育の経費は、公田に受け継がれた学費及び賞与を地方紳士が横領することを禁ずる。新たな学風を樹立して、科挙の功名を宣揚する旗竿・扁額を破棄する。儒教の經典を読むことを禁止する、等等³⁷。軍政府は教育改造に大きな期待を寄せ、指導者であった鍾栄光も溢れんばかりの熱意をもって臨んだものの、しかし14ヶ月間の後、「成果幾ばくも無し」として辞職を余儀なくされた³⁸。

軍政府の教育改造は順調ではなかった。督学局は元来は各地の教育行政機関で、その目的は教育の統一的な管理であったが、「教育経費の問題によって、常に地方の愚劣紳士と衝突し」、局長の中には次々と臨時省議会に対して省内の督学局廃止を提議する者もあり、「省議会も何度も都督に対して書面にて、規定に照らして各所を調査するよう上申し、また都督に広州市督学局を直ちに廃止するように要求した」³⁹。各界の圧力のもと、1912年冬に督学局は陸続と廃止された。中学校は省立となった後、改革を励行したが、「そこで、良くない学風がことごとく溢れ出し、羅定・潮州では民衆が子息を学校に行かせないように煽る事件が発生し、梅県

では演説会を開き、(中学校の)省立化に反対し、校舎を潰しけが人が出るような事件が発生している。瓊崖県の教員は、給与の増額を要求して法廷に訴えた。各県の中学校の中で校長の交代を申請しているのは、例えば順徳県・新寧県・香山県等であるが、これらの地域でも、まだ表面化していないが同様の問題を免れていない」。教育司は中学校内に師生懇親会・学生自治会・学校体育会等の設立を提唱したが、これも「大事を務めず小事に務めただけ」「時間を浪費し学問をなおざりにした」と非難された⁴⁰。教育司は、広州では私塾で儒教の經典を読むことを禁止すると命令を下し、甚だしきに至っては、警察庁に私塾を強制解散させた⁴¹。これに対して教育会会員の馮願は公然と文書を発布して抗議を行った⁴²。学費や賞与横領の禁止、旗竿・扁額を破棄する命令は、さらに地方紳士の命をかけた抵抗に遭い、あるいはリンチや脅迫、または紳士の無視や面従腹背など、「旧習の踏襲が多く見られた」⁴³。新式学堂の新たな卒業生の中にすら郷里において学田で不当な利益を得るものがいた⁴⁴。

2、女権の尊重、男女平等の提唱

革命党員が初期に指導した反清運動の中では多くの女性の姿が見られたが、広東光復後、広東軍政府でも「女子北伐隊」が組織された。1911年12月24日に広東省臨時議会在が成立し、選挙により選ばれた120人の代議士のうち10人が女性であった。女性議員の出現は、革命政権が女性の権利の重要性を尊重していることを体现し、非常な進歩的意味を持つものと考えられ、「一世を風靡した」⁴⁵。1912年に警察庁長

の陳景華は、「広東公立女子教育院」を創設して教育水準の低い下女・妾・尼僧・童養媳^{トシヤンシ}を收容することを提案し、その規模は一度に600人に達し、社会からも一定の賛同を得て、革命政権の「女権尊重」という新たな気風を現出した。

新知識人階層も革命の理想により社会の婚姻観念の改変を推し進めた。孫文の甥の楊某が先導して、香山県の郷村で新式の婚礼を行い、「時に郷里の人々は口々に誉めそやしてしきりに感心し、率先して婚礼の模範としようとした」⁴⁶。同時に、広州城内では、結婚先の花嫁を改良する宣伝も社会に積極的な影響を及ぼしつつあった⁴⁷。

しかしながら、新たな男女平等の観念が一般的になるにはなお困難が多く、社会の女性解放に対する偏見も根強かった。女性議員が議会中にからかわれることも依然としてあり、「男性代議士の中にはいつも故意に女性代議士をからかう者がおり、双方の言い争いが止まず、互いに悪口を言い合い、議場は騒然として、まるで劇場のようであった」⁴⁸。1913年2月に成立した正式省議会にはもはや女性議員の姿は無かった。広州総商会や各善堂は共同で都督府に上申し、女子教育院が良家の下女を監禁していることは、「公機関が人民の子女を奪い妾に育成するのに異ならず」、「やってはいけないことをやっており」、かつ「尊卑が逆転して最も道理をなしていない」⁴⁹と批判した。新聞の中には、下心をもってこの機会に乗じて流言を飛ばして社会の紛糾を引き起こし、紙面上で好き勝手に軍政府を攻撃するものがあつた。男女の自由な婚姻もなお社会の共通認識とはならなかつ

た。新会県外海郷の陳姓の男女が結婚した際には、「官吏に送られ尋問処罰」を受けただけでなく、「遠近に伝わり笑い話となった」⁵⁰。県知事の凌某は、若年の下女を妻に娶ったが、新聞は悪意をもった語調でこれを報道した⁵¹。ある女性は「性格が自由の気風に染まっていたために、夫の父母により家を追い出され」、新聞にも冷やかされた⁵²。警察庁は茶楼酒館で男女が同席することを禁止し、新聞もこれを称揚した⁵³。この種の報道は、当時の新聞にかなり見られる。社会観念の制約を受けて、軍政府も男女共学に対して曖昧な態度を取り、「新制高等小学には、男女が同じ学校に通ってはならないとの文言はなく、教育司がその学生の年齢及びその地方の気風に鑑みて、時に同じ学校に通わすことを許可し、そうでなければ、章程に照らして別に女子高等小学を設ける」⁵⁴とし、女性の教育を受ける権利を推進しながら、かえって男女の観念においては旧来の考え方を踏襲していた。革命党員は旧来の伝統観念の障害から完全には脱却できず、矛盾した方法で社会改造を押し広めざるをえなかったのである。

3、迷信陋俗の排除、科学新知識の伝播

民間で通用していた旧来の暦書が吹聴する封建的な迷信が、「民智を塞ぎ、人心を惑わす」という見地から、教育司は、1912年に旧来の暦書の刻印発行を禁止し、これに代わり新暦の暦書を採用し、「世界の新事業、本国の新建設など、凡そ人民が知るべき内容は暦の前後に付け加え」ようとしたが、各書坊は「2年間の暦はすでに出版されていることを理由に抵抗し、制限すること限りなかった」⁵⁵。新暦法を推進

するために、軍政府は学校に公曆（新曆）を用い、伝統行事による休みを廃止するよう命じた。1913年の春節前に、教育司は各学校に、陰曆の新年を休暇とすることを許可しないと命令した⁵⁶。しかしながら当日、広州は「公立小学の数校では、学生の半分が休暇を申請し」、「更にある学校では、教員・学生の全員が出席しなかった」。学校がこのような状況であっただけでなく、「商店でもなお旧曆を用い、中央政府の政策に反対することを気にしなかった。新聞社は旧曆の元旦前後には10日間も休業し、新曆の元旦にはただ1日だけしか休業しなかった」⁵⁷。

軍政府は伝統的な民俗、例えば端午、七夕等を禁止するとの命令も発布した。1912年5月、軍政府は「迷信を奨励する」、「危険を生み、また紛争を引き起こす」等の理由で龍船競争を禁止した⁵⁸。旧曆の5月8日は言い伝えによれば、悦城の龍母誕生の日であり、各河川は船やボートを順番に出してこの記念日を慶祝し、にぎやかであったが、肇慶・羅定方面の軍隊監督であった周之貞は「全ての祝賀の船舶は、暫定的に河川に停泊することだけを許可し、沿岸に停泊してはならない」⁵⁹と、民間の伝統習俗活動に強引に干渉した。実際にはこうした禁令が確実に守られることはなかった。広州郊外の高塘・江村等の郷村民は禁令を顧みることなく、龍船競争の準備をして、「すみやかに演劇の舞台を組み立て、招待状を発送し、附近の各村の龍船を招待し、時間通り集まりに向かう」たり、佛山の叠滘郷では「各坊は連日龍船競争をして、これを見物する佛山人の列が絶え間なく続いた」⁶⁰。

軍政府は旧来の演劇にも反対した。陳景華は、粵劇は「姦淫を推奨する」等、「風俗人心に大

きな障害となる」として、好い演劇を多く公演して、「種族を愛し武を尊ぶ国民精神を喚起する」ように要求した⁶¹。旧来の演劇を改革し、新劇を奨励し、「俳優界や教育界は、みな積極的だったが、残念なことに、省教育会は旧来の学者で組織されていたために、何度も反対し、そのために「成果は必ずしも著しくはなかった」⁶²。

神靈祭祀に関しては、省臨時議会で特別に討論し、「先師孔子は儒術を発明し、尊崇されることすでに久しく、わが国が保持すべきものであるが、それ以外はでたらめであるか根も葉もないようなもののいずれかであり、世間を惑わし人民を欺くこと、これより甚だしいものはなく、その中で業績が明白で、忠勇・義烈を称している者でも、そのほとんどは専制時代の一姓一家の手先であり、民国においては得るべきものはなく、すみやかに全てを廃止して、迷信・陋俗を取り除くべきである」⁶³とした。鬼神を奉じることを禁止し、軍政府は寺廟を封鎖もしくは破壊した。石字營軍はかつて省城の城隍廟に突入し、大小の神像の頭と首をすべて2つに切断し、火を放って焼いた⁶⁴。東莞県知事の岑学侶は、神廟を一律に封鎖、破壊することを要求した⁶⁵。こうした行動は、他の改革と同様の抵抗に遭い、広州城内外の各街は、「各廟の門に掛かる額を孔子廟と書換え、これに抵抗した」⁶⁶。警察庁がこれを発見すると、「廟内になお存在する土木の偶像を一律警察庁に移送すること」を要求したが⁶⁷、多くの街廟で「また孔子の名目を捨て、某街某約議事所と改称する」ことに出会えば、様々に抵抗した⁶⁸。

神仏を破壊しながら孔子を崇拜したことは、革命党員の伝統的儒教文化という深層意識と急

進的な革命との矛盾した精神構造を反映しており、孔子崇拜は改造に抵抗する武器として利用され、革命党員による社会改造の政治命令を受け身のものたらしめた。香山県が学宮の大成殿を取り壊し、初級師範学校を建設すると、「公憤」がわき起こり、官側は譲歩しなくてはならなくなった⁶⁹。鍾栄光に反対した人も、「孔子崇拜の廃止」を口実に大騒ぎをし、彼はこのために省臨時会議に弾劾されるという政治的騒動の渦中に陥った⁷⁰。

4、アヘン・賭博被害の排除

清末以来、広東では賭博が盛んで、辛亥革命の一年前に、広東諮議局は賭博禁止令を可決したが、禁止しても賭博が止むことは無かった。独立後、「各属の風紀は大いに緩み、私賭が林立した」⁷¹。1912年総統靖処は諭令を發布して、各督辦及び各县令に9月10日までに、管轄地域の賭博を一律禁絶するよう要求し、「開設している賭場・賭館は全て厳しく調査したうえで閉鎖あるいは取り潰しとし、賭博開設を隠蔽して用心棒代を受け取った者及び財産を出して賭博開設した者は、取り調べによってその罪が確かであると認められたら、各統靖処による審査と許可を得て、すみやかに銃殺に処し、賭博禁止を明確にし、例えば郷村、宗族ぐるみで賭博を隠蔽して逮捕を妨げた場合は、これを殺しても罪に問わない」⁷²と賭博禁止を断行した。しかしながら「賭博を禁止する者が禁止しても、賭博禁止を犯す者は賭博に興じ、大通りに公然と集まって賭博が行われ、豪紳巨族は依然として賭場を開いた」⁷³。少なからぬ違反者を処理し⁷⁴、清郷の軍隊にいたっては賭博匪徒と戦う

ことをいとわなかったにもかかわらず、各地で依然として賭博が盛んに行われた。順徳県大良では、「なおも密かに花会を行うことをはばかることなく、全く恐れることはなかった」⁷⁵。新会県では「賭博禁止は厳しくはあるものの、周辺の郷村ではいまだ少しも収束に向かうことなく、兵隊が賭博禁止に訪れると、賭博業者は姿を晦まし、兵隊が去るとまた賭博が始まった」⁷⁶。広州郊外の番禺県茨塘ではなんと賭博匪徒が「爆弾やモーゼル銃まで用いて賭場を保護していた」⁷⁷。

賭博は厳禁しても絶えることなく、少なくとも地方劣紳が賭博を庇護し、番禺県黄村では「番攤・鴿票・花会・牛牌・骰鉢が昼夜を問わず民衆を集め密かに行われた。1～2人の劣紳が、密かに賭博を計画すれば、彼らはその中間に立って賭博を庇護した」⁷⁸。軍人にもまた賭場を設けるものがおり、「潮軍督辦の軍営では、毎日常規模な賭場が設けられた」⁷⁹。順徳県の地方民団は花会・牛牌を開催しただけでなく、さらに「日々、政府の賭博厳禁によって、他所で賭場が開かれなくなり、その利益を独占することを望んだ」⁸⁰。官員や軍隊官長が無断で罰金を徴収し賭博匪徒を野放しにする事は、さらによく見られ珍しいことではなかった。賭博禁止はある意味において、地方官紳や民団・軍隊等の資金調達的手段となっており、賭博禁止の政令を執行する人物は、実際にはその破壊者であった。

軍政府は成立後、以下のような一連のアヘン禁止対策を実施した。すなわち、専門機関である禁烟局の設立。「禁烟規則」、「禁烟章程」等の制定。アヘン栽培禁止の命令発布。アヘン吸引器具の没収。アヘン密輸の取締り等である⁸¹。

一定の成果はあげられたものの、地方勢力の干渉により、政令が滞りなく実施されることはなく、「郷村内の烟館は、自由にアヘンを燃やし、郷村民に吸引させ、いまだかつて営業許可など取ったことはなかった」⁸²。新聞報道によれば、1912年8月の粵漢鐵路沿線の江村・高塘・新街・三華店・源譚・黎洞等では、「烟館が林立し、異常なほどにぎやかで、賭博匪徒・アヘン吸引者が結託して悪事を働き」、「その首謀者は、土着の悪徒」で、軍隊は黎洞で密かに烟館を開いたが、アヘン吸引者に殴打されたという⁸³。省城広州では、「所謂アヘン禁絶とは、表面上、アヘン販売店の販売を停止しただけにすぎず、人を集めてひそかにアヘンを吸引するのは以前のままで、店を閉めて密かにアヘンを販売するものが日々増加していた」⁸⁴。

5、都市の改良

1913年3月、軍政府内務司は広州市内の街道の改良を計画するも、七十二行の商人の「多くは、これは市政の範囲に属し、市民の総意によるものでなければならない、いま市政庁はまだ成立しておらず、計画のしようがない。この商業が衰退し、人心が安定し始めたばかりの時には、まさに民力を養い、活気を培うべきであり、決してあわただしく改革を行って混乱を引き起こしてはならない」として、集議して反対の意を表した⁸⁵。

1913年5月、警察庁は交通の拡張と治安向上の観点から、広州市内の各街に対し、街閘（防犯用のゲート）の撤去を要求し、「1週間以内に各街坊の民衆は自ら街閘を解体すること、もし期限内に完了しなければ、区より役員を派遣

して解体する」とした⁸⁶。各行の商人は政府の観点を認めず、「もし街閘の門楼を貧窮した匪賊に使われるという理由で廃するのなら、電柱の林立は、どうして匪賊の上り下りの道具にならないのか。もし交通の不便を言うならば、すでに久しく特に問題はなく、実際に障害となっているところも見受けられない」と述べ、「目下、流言が度々飛び、夜盗が異心を持ち、にわかに警告が出されても、防犯の方法はないという理由から、街閘解体の延期を請う」と次々に総商会对して訴え、総商会はこれにより、「民情に順じ商業を安定させるため、警察庁長にしばし街閘解体の延期を依頼する書簡を送った」⁸⁷。輿論の中にはこの機会に乗じて軍政府を批判するものもあり、『香港華字日報』には「民情を汲まず、商業を安んぜず、独断で性急に事を運び、必ず商民と勝利を競った後でなければ止めない、これがどうして共和体制といえるのであろうか」⁸⁸との文章が掲載されている。香港と広東の関係は密接であり、その新聞輿論は広東社会に無視し得ない影響力を持っていた。このような批評は火に油を注ぐに等しいものであった。

商人の抵抗のもと、街閘解体は進まず、各大街は「どこも命令に従わなかった」⁸⁹。官・商双方は互いに譲歩を余儀なくされ、「各街坊は自由意志で街閘の塔楼を解体し、夜間は門を閉めない」と妥協した。警察庁も「当該の街閘の門が障害とならない場合は、しばし旧来のままにしておく。各街閘の塔楼は、ことごとく解体すべきであり、また夜間は各街閘を一律に開放して、もしなお街閘の門をしめて不便な場合は、すぐに必ず解体させ、夜間に盗賊が発生し

たならば、当直の警察はみな協力して追跡・逮捕し、責任を全うしなければならない」⁹⁰と表明した。「第二革命」の失敗の後、陳景華は龍濟光に殺害され、幾つかの強引に破壊された街閘はまた速やかに復元された。例えば、陳景華が自ら監督して解体した十八甫徳興橋脚の街閘は、「各坊の人々は陳景華が銃殺されたので、以前の街閘を再建して自ら防衛しようと計画した」⁹¹。城内の都督府・民政署附近の徳宜・洛城等の街では「以前の街閘の柵はすべて解体されたが、龍濟光都督は今や、それぞれの柵には以前と同様に鉄を用いて堅固にし、市街の防衛に資するようと命令した」⁹²。市政建設の観点から言えば、街道の改良・街閘の解体は、交通及び都市管理に有益であったが、革命党員は当時の社会情勢と利益関係を十分に理解しておらず、よって商人を主とする地方社会の抵抗を受けたのである。

革命党員による軍政府は、社会の文明進歩を推進する為に、この他にも多方面で社会改造を施行したが、そのすべてが社会の十分な支持を得なかったために、その成果もはかばかしくなかった。例えば「猪仔（苦力）」の売買禁止は、孫文の指令であり、（広東軍）政府も相応の措置を取ったが、「どれだけ諄々と説いても、聞くほうは聞きいれず、海口埠頭の猪仔店の営業は依然としてもとのままであった」⁹³。また、娼妓の取締りについては、警察庁は特に「取締娼妓章程」を制定したが、娼妓たちは偏見のために他の職業に就けないうえ、政府は財政難を解決する必要にも迫られて初志を曲げなくてはならなくなり、便宜的な方法として、現在妓楼を営んでいる者が鑑札を受けとって営業を許可

された⁹⁴。

民国初年の革命党が、教育の革新・觀念の改変・習慣風俗の改良・社会氣風の改新及び市政の改革など多方面で社会の文明化と進歩を追及したことが、社会転換の促進において積極的な影響を与えたことは、まぎれもない事実である。しかし、1年8ヶ月という限られた時間の中で、多くの社会改造政策の調整と完成は間に合わず、急進的な方法、時機に合わない法令によって、彼らの社会改造は次々と障害にぶつかり、はなはだしきにいたっては非難を招き、最終的に彼らの革命政權を崩壊させてしまった。1913年6月14日に胡漢民は広東都督の職務を解任され、「第二革命」の失敗の後、陳炯明・鍾榮光・廖仲愷等は広東を離れ、1913年の中秋に陳景華は龍濟光に殺害される。革命党員が軍閥との政治闘争に引きずり込まれる中で、大規模な社会改造は一旦終わりを告げるのである。

三 革命党の社会改造の失敗と地方エリートの関係

1912年4月、孫文は自信に満ち溢れて以下のように公言している。「私は三民主義を抱き、今回辞職して帰粵したが、実は我が広東に多大な希望を持っている。思うに我が広東を模範的な省として、誠に我が広東の地位と財力、商況の安定、民智の拡大をもって、はびこる悪習や、すぐに暴力的になる輕薄な風俗を改めさせ、その知力や才能を集め、実業を振興し、富強を謀れば、数年経たずして必ずや成果が現れよう」⁹⁵と。ところが、

1年後の1913年5月、『時報』に連載された「民生主義與民死主義」と題する長文は、広東軍政府の政治を「民死主義の政治である」として、革命政権の様々な社会改造の政策を攻撃している。例えば「粵政府は神権の打破を口実に、神誕（神仙の誕生日を祝う儀式）を禁じ、打醮（道士の法会）を禁じ、焼衣を禁じ、喃巫を捕らえ、檀香（ジャクダン〔白檀〕仏教儀式に用いる植物）を販売する者や爆竹・香粉・香燭（線香と蠟燭）・元宝紙料（馬蹄銀を模した紙細工）を製造する者など、数十万人がこれにより失業することとなった」。「また、平民主義を口実にして旗竿を切り折り、偉大なる文人紳士の扁額をたたきこわしたが、このために各郷村の祠堂や各郷紳の屋敷は、日々無頼漢によって言いがかりをつけられて狼藉を被り、心休まる時のない有様となった」⁹⁶。『時報』はそもそも立憲派の後ろ盾があり、革命党に対する評論は、おのずと完全に正確で客観的とはなり難いが、こうした内容がある程度、社会輿論の軍政府に対する不満を反映していたことは否定できない。広州商人が街閭を解体したことで軍政府の警察庁と「対立」していた時期、広州商務總會・粵商維持公会等は連名で北京に電報を送り、大借款及び袁世凱を総統に推挙することを承認し、広東軍政府の討伐を上申して、「広東は紙幣価値が下がり、その被害は深刻で、最近はまだ流言がしきりに飛び交い、人心は恐れ惑っております。我々商人はあえぎあえぎなんとか生き残っている有様、どうしてこれ以上の破壊に堪えられましょうか」⁹⁷と述べた。革命党員の社会改造はいまだ人心の賛同を得られず、失敗は免れない状況であった。

ある意味において民初の社会改造は、革命党員の孤軍奮闘であった。もともと社会階級的基礎を欠いていた同盟会は、社会エリートの支持をも得られなかった。軍政府の社会改造が直面した障害は、紳界・商界・教育界・報界等であった。それ自身は「趨新」傾向にある広東地方エリートが、なぜ革命党員の政策に対してこのように抵抗したのか。一步踏みこんだ考察をする必要がある。

清末の広東の地方社会において、影響力をもった紳界の指導的人物、例えば鄧華熙・梁鼎芬・頼際熙・温肅等は、革命党員とは協力せず、武昌起義が起これと、鄧華熙・梁鼎芬・江孔殷等は清朝の統治能力に対して信頼を失っていたが、革命に対してもこれを歓迎しなかった。鄧華熙は自身の日記の中で、相変わらず革命党を「乱党」と呼び、民国以後の日記にも宣統紀年を用いていた⁹⁸。1913年7月、鄧華熙・楊枢・易学清・梁慶桂・盧乃潼らは袁世凱に電信を送り、「広東は久しく平安なく、陳（炯明）を速やかに（広東都督に）着任させこの苦しい社会状況を改善することを請い」⁹⁹、革命党員政権に対する反対を表明した。呉道鎔・張華学・陳伯陶等は辮髪を残し、前後して羅浮山道観の道籍に名を連ねた。革命後、多くの上層紳士は次々と香港へ移住し、清朝の遺臣としての生活を送った¹⁰⁰。

革命政権では立憲派は排斥されていた。清末立憲派の主たる政治活動の舞台であった諮議局は廃止され、独立当初に一度は「各界代表大会」を議政機関としたが、旧来の紳商と諮議局議員がでしゃばったために、「臨時省会」に取って代わられ、この臨時省（議）会で、「諮議局議

員は断じてこれを復活させる道理は無い」¹⁰¹とされた。革命党員と康・梁保皇派の敵対関係は、新政権の成立によって緩和されることはなかった。軍政府が成立すると、すぐさま康・梁の省籍の除籍が宣布された。胡漢民は告示を布告して、保皇党の一般会員に対してはその罪を追及せず、「およそ今日の刑法を犯さなければ、決してこれまでの悪事を追及することはしない」としたが、政治的に旧立憲派を排除する立場ははっきりとしていた¹⁰²。

革命党員との関係が良好であった少数の旧立憲派紳士も、軍政府に参加した際に革命党員と密接な協力関係にあったわけではなかった。丘逢甲は軍政府の教育部長に着任した後、軍政府が彼を介さずに人員の任免を行ったことに不満を表し、公務を行わないこともあった。胡漢民との書簡のやり取りの中で、彼はありのままに述べている。「今、(社会を)刷新するにあたり、国民がこの刷新による不自由に苦しんでいるとすれば、どうして国民に刷新を教えることができようか」と¹⁰³。胡漢民もただ譲歩する他なかった¹⁰⁴。丘逢甲の死去によって、両派がともに受け入れられる橋渡しは失われた。立憲派に近かった黄士龍(元新軍軍長)は、紳商の支持を受けて参都督の職に就いたものの、革命派に認められることはなく、胡漢民は率直に「黄(士龍)は政府の計画に利する者ではなく、ただの裏切り者だ。ただその悪行がいまだ明るみになっておらず、商民も愚かで何も知らないがゆえに、法律に照らして極刑に処することが出来ないのである」¹⁰⁵として、黄はすぐに排除された。

清末期に活躍した商界の指導者、例えば黎国

廉・黄景棠・陳惠普等は、後に革命党員と非常に疎遠になる。1911年11月13日の『香港華字日報』に掲載された「香港統拳代表人名」の中にはまだ黄景棠の名前があったが、数日後の「粵軍政府照会駐港籌款局文牘」の中に黄景棠の名前はなかった¹⁰⁶。黄景棠は「都督府九等顧問員」を委任されていたが¹⁰⁷、実際には排除されており、主宰していた粵商自治会は二度と存在しなかった。陳惠普は光復後国民団体会を組織したが、すぐに解散させられた。1913年に黄・陳はなお健在であったが、ただ軍政府時期にはほとんど政壇からは姿を消しており、清末期での活動とはまるで別人のようであった。しかし1913年6月、「粵東の教育界・商界」は陳昭常に電報を送り、政治上、袁世凱を支持すると表明し、そこには清末新思想を持つ紳商の代表的人物であった鄧家讓・黄景棠の署名があった¹⁰⁸。革命党員が鄧家讓・黄景棠の支持を勝ち取れない以上、どうして商界が革命政権の強力な支持者となることが期待できようか。軍政府は経済政策に関しては大した成果をあげられず、推進していた地価・不動産税の改革も半ばで廃止し、財政維持のために大量の紙幣を発行し、結果、紙幣価値を下げることになった¹⁰⁹。経済回復は困難で、各種産業は振興せず、これに治安の混乱が加わり、商業は多大な被害を被り、商人の怨嗟の声が満ちていた。

地方紳士は革命過程において深刻な衝撃を受けた。都督府は江孔殷を「劣紳」として「我が義軍に対抗するもの」であると布告して、彼を革命党員の敵と見なした¹¹⁰。江孔殷を「売国奴(漢奸)」として糾弾する声さえ起こっていた¹¹¹。民初の武器回収運動の中で、民軍は江

の郷里に赴き、「江孔殷が以前、清郷に利用していた武器を押収して、江氏大祠堂内に一時駐屯し」、無理に期限を決めてすべての武器を供出させ、「もし期限内に武器を差し出さなければ、残忍悪辣な仕打ちで対応する」と公言し、「一時族人は恐れ慌てふためき、その多くが逃げってしまった」¹¹²。民軍は東莞に到ると保安局の武器を押収し、「独立の旗を執った」匪徒が局正陳伯陶（元翰林）を捕らえ、銀万両を供出させようとしたが、「陳はこれを拒み、匪徒は彼を銃殺しようとしたが、多くの紳士の説得により、ついに銀五千両を奪われた」¹¹³。江孔殷・陳伯陶は清末広東において強い影響力を有した紳士であり、彼らの境遇は新政権が紳士を味方に付ける上で不利に働いた。独立後、各民軍は「次々と清朝の官吏・軍隊・警察及び紳士等に対して恨みを持ち殺害」した。このため胡漢民は“法三章”さながらに基本的な法律を定めてこれを守らせなければならず、「旧団局・辦団の紳士が地方公安を維持する限り、以前の方法に照らして対処すべきであり、練勇の武器は保持して自衛に用いることを許可する、民軍部隊は混乱を起してはならず、憎しみから殺害することは最も許さない、違反者は処刑する」¹¹⁴と規定した。このような処置にもかかわらず、民軍の紳士に対する報復事件は常に発生し、民軍康字営は順徳県古壩ではばかりなくあだ討ちをし、「清朝の紳士の多くは彼らに銃殺された」¹¹⁵。また、一方で、軍政府は文化・経済上においても紳士を攻撃する政策を実施した。例えば、「清朝科挙功名者が学田を占拠したり、公田から横領したりしてはならない」と規定したり、名家の高く掲げられた扁額や「資政第」「榮祿第」

等の邸宅を焼き壊すように命令したり、祠廟の位牌や旗竿を取壊すように規定したりして、科挙の功名といった旧来の害毒が民衆に影響しないようにした¹¹⁶。紳士によって管理されていた護沙局のような機関も取締りを受けた。例えば、順徳護沙局は、「そもそも劣紳の巢窟であり、清朝の官吏との密接な関係によって狡猾を極め、光復時に打倒された」¹¹⁷。革命の嵐は大々的に地方紳士の権力を弱め、「光復以後、正紳の多くが盗賊により踏みにじられ、ことごとく逃亡してしまい、いまだその被害に遭っていない者も、自身の清朝時の肩書きでは郷里を服従させるに十分ではないと考え、かつ前人の失敗に鑑みて、あえて自ら職に就こうとはしなかった」¹¹⁸。その後の清郷政策の中で、地方紳士を起用しなければならない場合もあったが、紳士と革命政権との関係はすでにかなり疎遠となっていた。

革命党員は新式教育を受けた知識人集団であり、打ち立てた革命政権は同盟会を拠り所とした。当時の同盟会は広東の地域社会内部の各階層・集団を包括しており、それ自体は完全に団結したものではなかった¹¹⁹。革命党員の政権と新知識階層との提携も順調ではなく、その裏側では対立などが繰り広げられていた。

広東軍政府は同盟会が規定した「三権分立制」に照らして設立されたものだが、ただ権力運用に関しては実際には、行政権と立法権が有効に分離されず、大きな矛盾と衝突が存在しており、「政府が議会の討議に付すべき事案が討議に回されなかったり、また臨時省議会在議決した内容を政府に公文書として送っても、政府はいい加減にしか応じなかったりした」、「臨時

省議会のほうも、政府から討議を要請された事項について、10件のうち8、9件は反駁したり、時には政府に書面で執行を要請しつつも、それは政府を困らせるものだった¹²⁰。胡漢民・陳景華等と臨時省議会との関係は最悪であった。臨時省議会が乱殺を理由に警察庁長の陳景華を弾劾すれば¹²¹、陳景華のほうは臨時省議会をなんら積極的に活動していないと非難し¹²²、臨時省議会の代議士の腐敗した生活を次々と暴露して反撃した¹²³。胡漢民は臨時省議会の代表性を否定して臨時省議会の弾劾を招き、「立法・監督権を剥奪するだけでなく、臨時省議会を打倒して専制を実施しようとしている」として非難された¹²⁴。正式省議会が成立すると、行政と立法機関との矛盾はようやく緩和され、「誤解や衝突が減った」¹²⁵。しかし都督の陳炯明を弾劾するような状況も発生している。行政長官と臨時省議会の矛盾は、すべてが個人的な恩讐にあったのではなく、新たな社会エリート間の衝突を反映したものであった。

権力を掌握した革命党員は政治の民主化と言論の自由を発展させることはなかった。一旦新聞の言論が自己に不利益になると、高圧的な発禁処分をもってこれに臨んだ。1912年4月陳炯明は「民衆、軍隊を誘惑し、大局の攪乱を目論んだ」という罪状で『佗城報』の編集発行人であった陳聰香を銃殺した¹²⁶。同時に『総商會報』・『公言報』等の新聞も発禁処分とした。また1913年3月12日の『新醒報』に掲載された「陳景華外交之一斑」の記事が、警察庁と香港・イギリス当局とのある交渉を皮肉な書き方で報道したとして、陳景華に「是非を転倒し、因縁をつけて警察庁を侮辱し、実に行政を攪乱

したものであり、断じて容認できるものではない」と強制的に停刊させられ、発禁命令を受けた¹²⁷。報界は「共和政体・言論の自由・出版の自由」を理由に反撃し、陳景華にこの処置に対する法的根拠を問いただした¹²⁸。広東の独立前は、社会輿論は革命に味方していたが、革命政権の成立後は、新聞の革命政権に対する批判が日々増加していった。同盟会会員が創刊した『民生日報』は基本的に軍政府を支持していたが、しかし1913年以後は軍政府に対する批判が日増しに多くなり、胡漢民の免職後は、胡漢民を攻撃する報道すら現れた¹²⁹。

地方政権はさらに社会的基盤を欠いていた。省以下の行政単位であった道・府を廃止し、県を都督の直接の管理下に置いた¹³⁰。県レベルの政府機関は重要な地位を占め、「各県は県令1人が管理」した。「考試章程」によれば、県長試験の受験資格として軍政府が要求した知識水準は「日本・西洋の法政学堂を卒業」あるいは「中国の法政学堂正科及び別科を卒業」した者で、旧官員は共和政体に反対する言行がなければ試験に参加できるとしていた¹³¹。実際には、県長の多くは平民出身の革命党員であり、「光復当初、農村出身の県知事（県長）は10人のうち7、8人であり、その品格・学問的知識はひどいものであった」¹³²。新式の知県は任務に耐え難く、また軍政府の政令を適切に執行することも出来なかった。ある人は公然と批判している。すなわち「我が広東では、光復以後、県知事の汚職や賄賂はよく聞くとくところであり、酷い者は無用に刑罰を乱用し、甚だしい場合には無実の罪で数十人を殺し、手にした賄賂は数十万に及んだ」¹³³と。当時の新聞には各地

の民衆が県知事を告訴したとの報道が数多く見える。花県では民衆が知事の江俠庵を「専横暴虐で、好き勝手に公金を横領し、表向きは匪賊逮捕の費用の名目にかこつけるも、実際は善悪を区別せず、恣意的に虐殺し、事件が起きれば過酷な刑に処し、横領を隠匿し、政府より供給された銃器を転売し、犯人の衣食費用の上前をはね、何かを口実に金銭を着服して貪欲である」と告訴している¹³⁴。豊順県出身のシンガポール華僑も郷里の知事張青万が「貪欲で凶暴である」と告訴し、当局に対して「速やかに免職して厳しく罰する」ことを要求している¹³⁵。開平県に新たに着任した知事の張応彬は「道楽をやめず、施政はゆるみ、このため賭博・盗賊がはびこるようになった」ことにより告訴された¹³⁶。封川県知事を解任された黄元熙も「賭博を庇い人民に災いした」と告訴されている¹³⁷。臨時省議会の議員も「今日の県長の金銭着服は以前のままであり、人民の受けている被害も以前のままである」と述べている¹³⁸。韶関県の輿論にいたっては、民国の県知事は「旧政府の官吏にもおよばない」とまで言った¹³⁹。軍政府はただ絶えず県長を交代させ続けなければならない、1年間の県長の交代は平均3回で、県政も全く好転しなかった¹⁴⁰。革命党員の政権では上下間が密接に協力することが難しかったのである。

基層政権の運営は、依然として旧来の人員と方式に依存していた。南海県の知事邱伯民は着任してまもなく、「本署の胥吏を集め、以前通りに職務に就くようまず演説を行った」¹⁴¹。新式の知識階層が如何にして旧政権の基盤と結合するかは1つの難題である。この種の現象は革命の後にある程度普遍的に見られた。中央

政府はかつて「各県の知事は経験が非常に浅く、おおむね多少の学理を知っただけで経験がない」ために、吏治を腐敗させており、適切に各地の県長を調査するように要請している¹⁴²。新聞報道からみるに、広東の状況は更に突出しているようである。広東軍政府は事実上、地方の新たな知識階層を通して基層社会に対して有効な統治を実現させる術がなかったのである。

清末以後、地方エリートの出世の方法はすでに多様化し、ある者は商売を、ある者は学問を、ある者は軍隊を選んだ。しかし革命後の地方エリートの発展経路に明らかな拡大は見られなかった。趙連城の回想によれば、多くの同盟会会員は革命後に前途が無いため、かなり消極的であったという。例えば、広東光復に貢献した潘達微はうつうつとして志を得ず、常に『莊子』と仏学を講じていた。澳門同盟会の主宰者である林君復は内地にもどるも志を得ず、髪を下ろして僧となり政治から離れた。女性同盟会会員の中には、革命の「成功」の後、前途の不透明さに反感を覚え、嫌気が差し、悲観的に失望してみずから帰郷するものさえいた。女子北伐隊の隊員は一部の要員と結婚して個人の「活路」問題を解決したものを除き、その大多数は仕事上も、生活上も、一切軍政府の庇護を受ける事はなかった¹⁴³。地方エリートの中にはまっとうではない職業集団に入っていくものさえおり、民初の盗賊・匪賊の中には教育を受けたことのある者もいた。経済文化事業は発展せず、いまだ知識階層のために活路を開くこともできず、特に中下層新式知識人の革命後の活路にこれといった展開もなく、新知識階層が革命政権を支持したとは思えない。

民軍は広東光復において積極的な役割を果たし、革命の成功に功績があったが、そもそもは新興の社会勢力であった。革命政権の中で、少数の民軍の首領、例えば李福林・陸蘭清・陸領等が軍隊の職位を獲得し、その部隊が保持され、警衛軍に編入された以外は、その多くの民軍は軍政府により解散させられ、反抗するものは鎮圧された（例えば王和順・石綿泉等）。解散して帰郷した民軍は、功勞の証明書が与えられたが、「郷紳を自称する」ことは禁止された¹⁴⁴。土地は少ないが人口は多く、生活が苦しいため、多くの人がまた土匪に転じ、「あたり一面匪賊」という状況となった¹⁴⁵。民軍はもとの稼業に戻り、地方秩序を著しく乱し、革命政権の対立者となった。

当時の人は、鍾栄光が「冗員を削減し、蓄妾に反対し、偽職の扁額や旗竿を廃棄したことで、清朝の士大夫の恨みを買ひ、小説や曆書を取り締まったことで、無知社会の憎しみを買った」ことが、彼が攻撃された原因であると鋭く指摘している¹⁴⁶。1913年7月、陳炯明は自己の執政を総括する中で、当時の社会状況をやはり以下のように認識している。「盜賊被害はいまだに収まらず、吏治はいまだに整わず、商業はいまだに振興せず、民生はいまだに定まらず、その他教育、実業など一切の興すべき、改革すべき政策も、整頓して遂行する暇がない。我が広東は財貨賦課を生み出す地域であり、また人材の集まる場所でもあり、もとより財源の困窮や政事が修まらないことを憂うことはなかった。しかし現状はこのような有様で、それは上下の気持ちが合わず、真心をもって相対していないために他ならない。上下の隔たりができれば、

民衆の信用は得難くなり、ゆえに1つの政策を行うに、政府はこれを是とするも、人民は非となし、一案を提案するに、人民はこれを容易であるとするも、政府は難しいと考えるのだ¹⁴⁷と。広東では組織された旧勢力の政府に対する反抗はそれほど深刻ではなかったが、しかし急進的な革命執政者は、地方エリートの支持を獲得できなかった上に、また新興の知識階層と革命エリートを団結させることもできず、改革を支持する可能性のある社会階層を動員するすべも無く、支持を得られない改革は行き詰っていった。

四 結論

民国初年の革命党員の広東における社会改造は、ある意味において新旧の知識体系の衝突と闘争でもあった。地方エリートの革命政権に対する非協力と抵抗は、知識体系の認識に原因があることは間違いない。鍾栄光は教育改造の「恨みの種をまいたのは、みな旧来の読書人である」と称している¹⁴⁸。省城（広州）の十善堂院会社は省議会に書簡を送り、「衛生司は病死者の家を管理・消毒し、故人の遺体を解剖し」、「警察庁は誤解して拘束者を釈放したり、巡士に命じて下女を捕らえさせたり」、教育司は「孔子を廃して、儒教の經典を読むことを禁じ、男女子供を区別なく無理に就学させ」るなど、「民間の習慣に配慮することなく、夷狄の風俗を無理に広めようとしている」と糾弾している¹⁴⁹。しかし、我々は地方エリートが新たな知識をもって政令に反対した事例をも確認しており、それは例えば街道を改良する際に広州商人が

「市政」や「市民の総意」といった概念を用いていたことである。

政令の改造は完全に新たな知識体系の影響を体现しているわけではない。広東軍政府と孫文の関係は最も密接であり、胡漢民の指導の下、広東軍政府は終始、孫文が決定した内外の革命政策を真剣に実行した¹⁵⁰。現存する孫文の著作から見れば、1913年以前に孫文は新国家建設の理論と政策を持ち得ておらず、さらに「革命工程論」である『中国同盟会革命方略』は政権奪取に重きがおかれ、革命後の「旧」社会の改造については、ただ簡単に「積弊を取り除く」と述べているだけである。革命に勝利した後には如何にして新たな社会を建設するかについては、詳細な計画などあったわけではなく、さらに学理上の解釈もなかった¹⁵¹。孫文は第一次護法運動の失敗の後に、ようやく系統的な理論建設を開始した。革命党員は民族主義に頼り民衆を動員したが、民権・民生主義などに関しては大した理論準備はなかった。胡漢民・陳炯明・廖仲愷・朱執信・陳景華等は西洋の経験を利用して広東社会を改造することを希望したが、しかし彼らは当時、まだ西洋の民主社会の建設理論を完全には理解しておらず、新国家建設に対して先進的な計画は無く、自身の伝統的知識に影響されて、多くは儒教道德の学説を借用し、多少の西洋社会に対する簡単な認識を混ぜ合わせ、社会を統治したため、その改造法令には儒教の經典を読むことや孔子崇拜の禁止、女性参政権を開放する一方で男女差別を維持する等の少なからぬ矛盾が現れていた。

民初の革命党員による広東社会改造活動からは、社会の転換の過程において、「新」「旧」の

地方エリートがそれぞれ自身の影響力を発揮していたことが見て取れる。革命党員は、政治上「旧」エリートの主張を警戒したが、しかし完全に彼らの参与を排除することは出来なかった。新旧間の交代は、明らかな対立的転換ではなく、新たな知識体系の浸透は、地域社会の転換に対してそれを促進する作用を有していた。ただ新旧知識体系の衝突は、社会矛盾をさらに複雑化させ、社会の転換を制約してしまった。革命党員の社会改造の失敗は、「旧」エリートの非協力や反抗と一定の関係があったのである。

何文平 (HE Wenping, 中山大学歴史学系准教授)

宮内肇 (MIYAUCHI Hajime, 中山大学歴史学系ポストドクター)

注：

- 1 主要な著作として、周興樑『孫中山與近代中国民主革命』中山大学出版社、2001年；邱捷『孫中山領導的革命運動與清末民初的広東』広東人民出版社、1996年；Edward J. M. Rhoads, *China's Republican Revolution: The Case of Kwangtung, 1895-1913*. Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1975；深町英夫『近代広東的政党・社会・国家』社会科学文献出版社、2003年；王晓吟「民初広東軍政府述論」『広東社会科学』1986-1期、1986年；葉少宝「民初広東軍政府與龍濟光政府維持紙幣至比較研究」『广西社会科学』2004-12期、2004年。
- 2 張仲礼『中国紳士——關於其在19世紀中国社会中的作用』上海社会科学院出版社、1991年、p. 166.
- 3 朱有瓚主編『中国近代学制史料』第二輯下冊、華

東師範大学出版社、1989年、pp. 838, 840.

4 桑兵『晚清学堂学生與社会変遷』学林出版社、1995年、p. 156.

5 「岑督電飭各府州県選送法政学生」『嶺東日報』光緒三十二年三月六日。

6 鄧慕韓「辛亥広州光復独立記」中華民国開国五十年文献編纂委員会『各省光復』（中）、中央文物供应社、1961年、p. 429.

7 賀躍夫「広東士紳在清末憲政中的政治動向」『近代史研究』1986-4期、1986年。

8 大漢熱心人「広東独立記」『広東辛亥革命史料』広東人民出版社、1981年、p. 125.

9 賀躍夫、前掲論文。

10 丘鈞昌『丘逢甲交往録』華中師範大学出版社、2004年、p. 85.

11 鄒魯『回顧録』岳麓書社、2000年、pp. 26-34.

12 梁敏玲「清季民初一個粵東地方讀書人の歷程」『歴史人類学学刊』（中山大学歴史人類学研究中心・香港科技大学華南研究中心）5-2期、2007年。

13 趙連城「同盟会在港澳的活動和広東婦女参加革命的回憶」『辛亥革命史料』pp. 87-94.

14 邱捷「辛亥革命時期的粵商自治会」『近代史研究』1982-3期、1982年。

15 李衡阜・余少山「清末幾家広州日報雜憶」『広州文史資料』第10輯1963年。

16 例えば、粵商自治会の主催者の一人である黄景棠は、新・旧学問とも一定の水準にあった。邱捷「黄景棠與『倚劍樓詩草』」『近代史研究』1996-6期、1996年を参照。

17 桑兵、前掲書、p. 240.

18 何文平「清末広東盜匪問題與西江緝捕權風波」『學術研究』2007-4期、2007年。

19 「実行禁止学生干預外事」『中国日報』1908.1.3.

20 賀躍夫『晚清士紳與近代社会変遷——兼與日本士族比較』広東人民出版社、1994年、pp. 177-198.

21 「諮議局集議独立詳情」『香港華字日報』1911.11.10.

22 「議員多遁」『香港華字日報』1911.11.2.

23 「粵省提倡独立之影響」『香港華字日報』1911.10.31.

24 「諮議局集議独立詳情」『香港華字日報』1911.11.10.

25 清末広州商界の政治動向に関しては、邱捷「広東商人與辛亥革命」『紀念辛亥革命七十周年青年學術討論會論文選』下冊、中華書局、1983年。

26 梁敏玲、前掲論文、pp. 71-73.

27 「十二月広州市戸口異動情形」『香港華字日報』1913.4.9.

28 「中国同盟会粵支部會員題名録」『孫中山與辛亥革命史料專輯』広東人民出版社、1981年、pp. 338-344.

29 周興樑、前掲書、p. 240.

30 同上、p. 214.

31 鍾栄光『広東人之広東』1913年（鉛印本）、p. 49.

32 邱捷、前掲書、pp. 202-222.

33 専門的に論じた研究があるので、本文では論じない。邱捷「1912—1913 広東的社會治安問題與広東軍政府的清郷」『近代史研究』1992-3期、1992年を参照。

34 「請看胡漢民遁詞」『香港華字日報』1913.6.27.

35 広東省社会科学院歴史研究室等編『孫中山全集』第一卷、中華書局、1981年、p. 297.

36 鍾栄光は自ら以下のように述べている。「一意施行民主国教育、学風之活潑、吾取美国、……学生之画一、吾終取法国。」『広東人之広東』p. 15.

37 軍政府の教育改造の主要な内容は、鍾栄光前掲書、pp. 15-36.; 周興樑「民初広東教育改革中的中西文化衝突」『中山大學學報』1999-2期、1999年を参照。

- 38 鍾榮光、前掲書、p. 16.
- 39 同上、p. 17.
- 40 同上、pp. 27-28.
- 41 「鍾榮光竟敢懲誦經」『香港華字日報』1913.5.10.
- 42 「馮願对于小学廃經之抗議」『香港華字日報』1913.5.12.
- 43 周興樑、前掲論文。
- 44 「又有卒業生踞學田」『民生日報』1912.7.17.
- 45 王鴻鑒「清末民初の廣東議會政治」『廣東辛亥革命史料』p. 428.
- 46 「文明結婚之樂觀」『香港華字日報』1913.4.23.
- 47 「改良婚嫁會員演說紀事」『香港華字日報』1913.4.23.
- 48 同注 45.
- 49 陸月桂「陳景華事跡述略」『廣東文史資料存稿選編』第4卷、廣東人民出版社、2005年、pp. 100-101.
- 50 「人道將淪為禽獸」『香港華字日報』1913.3.22.
- 51 「新官兒之韵事」『香港華字日報』1913.3.27.
- 52 「男女學生現形記」『香港華字日報』1913.5.2.
- 53 「警庁取締酒樓茶館」『香港華字日報』1912.12.26.
- 54 鍾榮光、前掲書、p. 26.
- 55 同上、p. 20.
- 56 「不准學生于陽曆新年告假」『民生日報』1913.1.17.
- 57 鍾榮光、前掲書、p. 54.
- 58 「永禁賽閩龍船」『民生日報』1912.5.24.
- 59 「悅城龍母今昔之感」『香港華字日報』1913.6.11.
- 60 「閩龍船者独不怕激怒陳景華耶」『香港華字日報』1913.6.16.
- 61 「陳警庁論劇文」『民生日報』1912.8.17.
- 62 鍾榮光前掲書、p. 21.
- 63 「廣東臨時省會議事錄」清風橋文茂印務局（鉛印本）、p. 21.
- 64 「城隍廟不能自保」『香港華字日報』1911.12.18.
- 65 「東莞令掃迷信之高手」『香港華字日報』1912.7.16.
- 66 鍾榮光、前掲書、p. 54.
- 67 「教育司署將變作大廟堂」『香港華字日報』1913.3.26.
- 68 同注 66.
- 69 「秦榮章竟欲拆大成殿為學堂」『香港華字日報』1913.6.4.
- 70 鍾榮光、前掲書、p. 37-38.
- 71 「賭匪胆包天」『民生日報』1912.9.12.
- 72 段雲章等編『陳炯明集』上、中山大學出版社、1998年、p. 116.
- 73 「禁絕烟閩賭盜宜設野外警察」『民生日報』1912.8.22.
- 74 例えば、1912年9月、賭博により捕らえられた陸軍兵士2人は、新刑律によって監禁3ヶ月に処される（「士兵犯賭禁三月」『民生日報』1912.9.16）。
- 75 「禁賭令不行于大良」『民生日報』1912.9.25.
- 76 「河村大執賭」『民生日報』1912.12.31.
- 77 「賭匪胆包天」『民生日報』1912.9.12.
- 78 「竟究奈賭徒唔何」『民生日報』1912.8.26.
- 79 「軍人聚賭」『民生日報』1912.8.20.
- 80 「禁賭是民團專利」『民生日報』1912.8.14.
- 81 周興樑、前掲書、pp. 219-220.
- 82 同注 73.
- 83 「烟精大作反」『民生日報』1912.8.21.
- 84 「嗚呼、我粵禁烟之前途」『民生日報』1913.1.10.
- 85 「各行商反對改良街道」『香港華字日報』1913.3.18.
- 86 「陳景華拆街閘」『香港華字日報』1913.5.16.
- 87 「商人聯清緩拆街閘」『香港華字日報』1913.5.19.
- 88 「論陳景華飭拆街閘」『香港華字日報』1913.5.23.
- 89 「拆閘近聞」『香港華字日報』1913.5.24.

- 90 「拆卸街閘之變通辦法」『香港華字日報』1913.5.24.
- 91 「陳景華因拆閘拿人之暴戾」『香港華字日報』1913.9.18.
- 92 「街柵復活」『香港華字日報』1913.10.27.
- 93 「提議嚴禁海口販猪仔」『民生日報』1912.8.21.
- 94 「警察厅取締妓館妓艇及娼妓規則」『民生日報』1912.11.27；周興樑、前掲書、pp. 221-222.
- 95 『孫中山全集』第二卷、p. 352.
- 96 「民生主義與民死主義」『時報』1913.5.16.
- 97 「粵商承認大借款及奉袁公為總統原電」『香港華字日報』1913.5.19.
- 98 『鄧和簡公日記』「九月初五、聞武昌失守、乱党大熾、影響及于粵垣。」その後「乱党」の二字は消されている。ただ、中山大学図書館に蔵書されている日記原本は、その二字はそのままである（『清代稿抄本』二、広東人民出版社、2007年、p. 547）。
- 99 「粵紳歡迎陳省長電文」『香港華字日報』1913.7.3.
- 100 陳謙「辛亥革命前後封建士大夫階層的動態」『孫中山與辛亥革命史料專輯』p. 157.
- 101 「廣東臨時省會之草案」『香港華字日報』1911.12.10.
- 102 「大赦保皇党」『香港華字日報』1911.12.19.
- 103 「邱仙根古湘勳請轉告胡都督書」『香港華字日報』1911.11.16.
- 104 「照会邱達甲文」『香港華字日報』1911.11.18.
- 105 胡漢民「廣東之光復與出任都督」『各省光復』（中）、p. 422.
- 106 「香港統拳代表人名」『香港華字日報』1911.11.13；「粵軍政府照会駐香港籌款局員文牘」『香港華字日報』1911.11.17.
- 107 「粵軍政府之人物」『震旦日報』1911.11.16.
- 108 「粵東学界商界致陳昭常電」『香港華字日報』1913.6.23.
- 109 邱捷、前掲書、pp. 301-334.
- 110 「解釋疑慮桂軍之布告」『香港華字日報』1911.12.15.
- 111 「緒言」『民生日報』1912.7.28.
- 112 「江孔殷貽累族人」『香港華字日報』1911.12.15；「勒繳江孔殷軍械統聞」『香港華字日報』1911.12.18.
- 113 「四鄉糜爛若此新政府忍坐視耶」『香港華字日報』1911.11.17.
- 114 「軍政府公文匯志」『香港華字日報』1911.11.18.
- 115 「五老虎變作惡家」『民生日報』1912.7.28.
- 116 「科挙功名已成具当」『民生日報』1912.6.11；「奴隸頭銜之末日」『民生日報』1912.6.17；「為学界前途掃尽汚濁」『民生日報』1912.6.21.
- 117 「順德護沙局自余孽」『民生日報』1912.8.2.
- 118 「論治粵政策亟維持人民之生計」『民生日報』1912.5.9.
- 119 民初の広東同盟会の情況に関しては、深町、前掲書、第三章を参照。
- 120 鍾榮光、前掲書、p. 7.
- 121 「臨時省會彈劾陳厅长長知会」『民生日報』1912.5.25.
- 122 「臨時省會嘗滋滋味」『民生日報』1912.6.1.
- 123 「警察厅呈報胡督文：代議士之新聞資料・麻雀・笠衫・私娼」『民生日報』1912.6.5.
- 124 「臨時省會彈劾胡督文」『民生日報』1912.6.5.
- 125 鍾榮光、前掲書、p. 48.
- 126 段雲章等編、前掲書、上巻、p. 95.
- 127 「陳景華又勒命新醒報停版」『香港華字日報』1913.3.15.
- 128 「陳景華其將何詞以對」『香港華字日報』1913.3.18.
- 129 邱捷、前掲書、p. 207.

- 130 段雲章等編、前揭書、上卷、p. 40.
- 131 「考試縣長章程」『民生日報』1912.5.27。
- 132 「縣知事自前程」『民生日報』1913.7.14。
- 133 「危乎哉、縣知事」『民生日報』1913.7.9。
- 134 「縣知事又以專橫貪酷被控」『香港華字日報』
1913.6.11。
- 135 「華僑控知事」『香港華字日報』1913.6.10。
- 136 「果有此知事耶」『香港華字日報』1913.3.24。
- 137 「控不了之縣知事」『香港華字日報』1913.5.2。
- 138 「省會提議剔除錢糧積弊案」『民生日報』1912.
7.13。
- 139 「軍警漠視火災」『民生日報』（韶關通信）1912.
5.4。
- 140 胡漢民『革命理論與革命工作』上海民智書局、
1932年、p. 619。
- 141 「南海之新令尹」『香港華字日報』1911.11.15。
- 142 「中央擬飭各省切實考驗縣知事」『香港華字日報』
1913.6.28。
- 143 趙連城、前揭論文、pp. 95, 102, 104, 105.
- 144 段雲章等編、前揭書、上卷、p. 123.
- 145 李朗如・陸滿「辛亥革命時期的廣東民軍」『辛亥
革命史料』p. 164.
- 146 「鍾榮光四面受敵之原因」『民生日報』1912.7.6。
- 147 「廣東陳都督之廣征輿論」『時報』1913.7.20。
- 148 鍾榮光、前揭書、p. 55.
- 149 「民國新成旧腦筋癢作矣」『民生日報』1912.7.12。
- 150 周興樑、前揭論文。
- 151 「孫中山全集」第一卷、p. 297.

